

稻美町総合計画審議会傍聴基準

(趣旨)

第1条 この基準は、稻美町総合計画審議会（以下「審議会」という）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人)

第2条 傍聴人とは、審議会の許可を得て、審議会を傍聴する者をいう。

(傍聴人の定員等)

第3条 傍聴人の定員は10人とし、会場に一定の傍聴席を設けるものとする。

(傍聴の手続)

第4条 審議会を傍聴しようとする者は、受付において傍聴申請書に、必要事項を記入して傍聴しなければならない。

(傍聴席以外の入場禁止)

第5条 傍聴人は、傍聴席以外に入ることができない。

(傍聴席に入ることができない者)

第6条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器、火薬その他危険物を所持している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) ラジオ、拡声器、マイク等で審議会を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる物を所持している者
- (4) 感染症の疾病があると認められる者又は発熱等の風邪の症状が見られるなど感染が疑われる者
- (5) 前各号のほか、稻美町総合計画審議会会長（以下「会長」という。）が職務執行上支障があると認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第7条 傍聴人は、静粛を旨とし、傍聴席で次の行為をおこなってはならない。

- (1) 騒ぎ立てるなど議事の妨害となるような行為
- (2) 審議会における言論に対し、発言及び拍手その他 の方法による賛否の表明
- (3) 会場内での喫煙及び飲食
- (4) 前各号に定めるもののほか、審議会の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第8条 傍聴人は、傍聴席において写真、映像等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に会長の許可を得た者は、この限りではない。

(傍聴人の退場)

第9条 傍聴人は、審議会を非公開とする議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第10条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならぬ。

(違反に対する措置)

第11条 傍聴人がこの基準に違反したときは、会長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

附 則

この基準は、平成 18 年 9 月 27 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 2 年 11 月 4 日から施行する。